

# 産業日本語特許文書分科会活動報告

## 特許明細書の標準化に向けた取り組み

### ～特許文書品質特性モデル～

IRD国際特許事務所

谷川英和

2021/3/5

# 目次

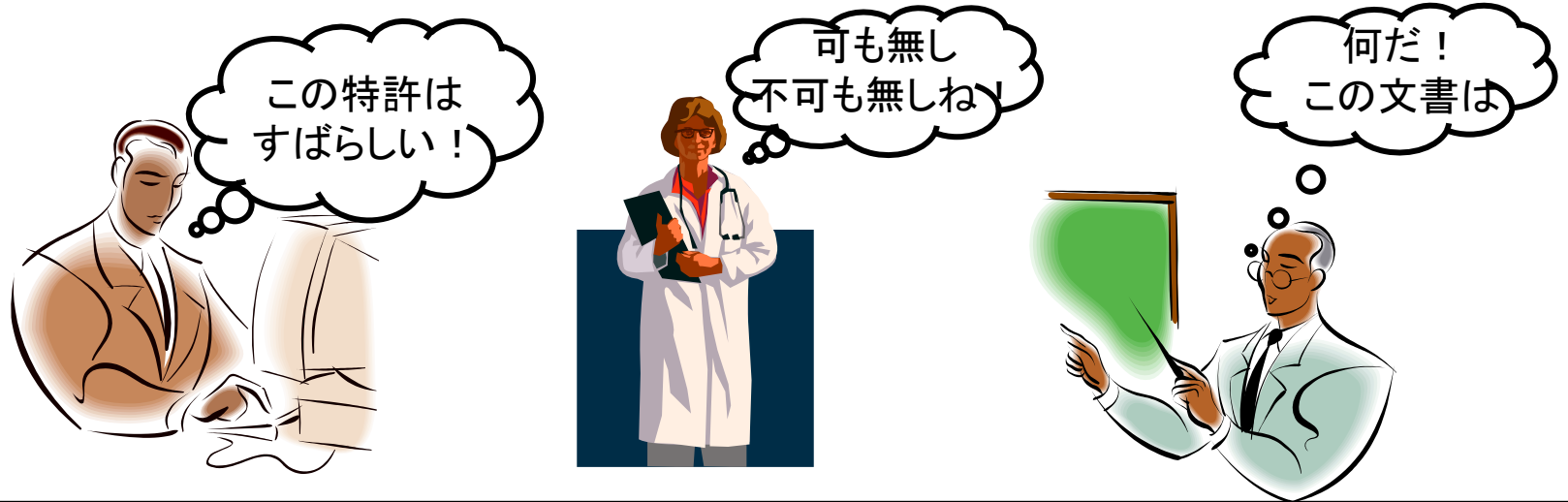
1. 背景
2. 関連研究
3. 特許文書品質特性の概要
4. 特許文書品質特性を用いた評価
5. 評価目的・評価シチュエーション別の重要度
6. 各特性の事例
7. 特許文書品質の教育用テキスト
8. 今後

# 産業日本語研究会 特許文書分科会 メンバー

|            |        | (敬称略)                                |
|------------|--------|--------------------------------------|
|            | 氏 名    | 所 属                                  |
| 委員／<br>主 査 | 谷川 英和  | IRD国際特許事務所 所長・弁理士                    |
| 委 員        | 安彦 元   | ミノル国際特許事務所 所長 弁理士                    |
| 委 員        | 黒川 恵   | 阿部・井窪・片山法律事務所 弁理士                    |
| 委 員        | 久保田真司  | 大阪工業大学 非常勤講師                         |
| 委 員        | 杉尾 雄一  | 弁護士法人内田・鮫島法律事務所 弁護士・弁理士              |
| 委 員        | 的場 成夫  | 有限会社 夢屋 代表取締役 弁理士                    |
| 委 員        | 長部 喜幸  | 一般財団法人日本特許情報機構 特許情報研究所<br>調査研究部長     |
| 委 員        | 久々宇 篤志 | 一般財団法人日本特許情報機構 特許情報研究所<br>研究企画課長     |
| 事務局        | 荻野 孝野  | 株式会社日本システムアプリケーション<br>言語処理グループ 主任研究員 |
| 事務局        | 埴 金治   | 一般財団法人日本特許情報機構 特許情報研究所<br>研究管理部      |
| 事務局        | 三吉 秀夫  | 株式会社日本システムアプリケーション                   |

# 1. 背景

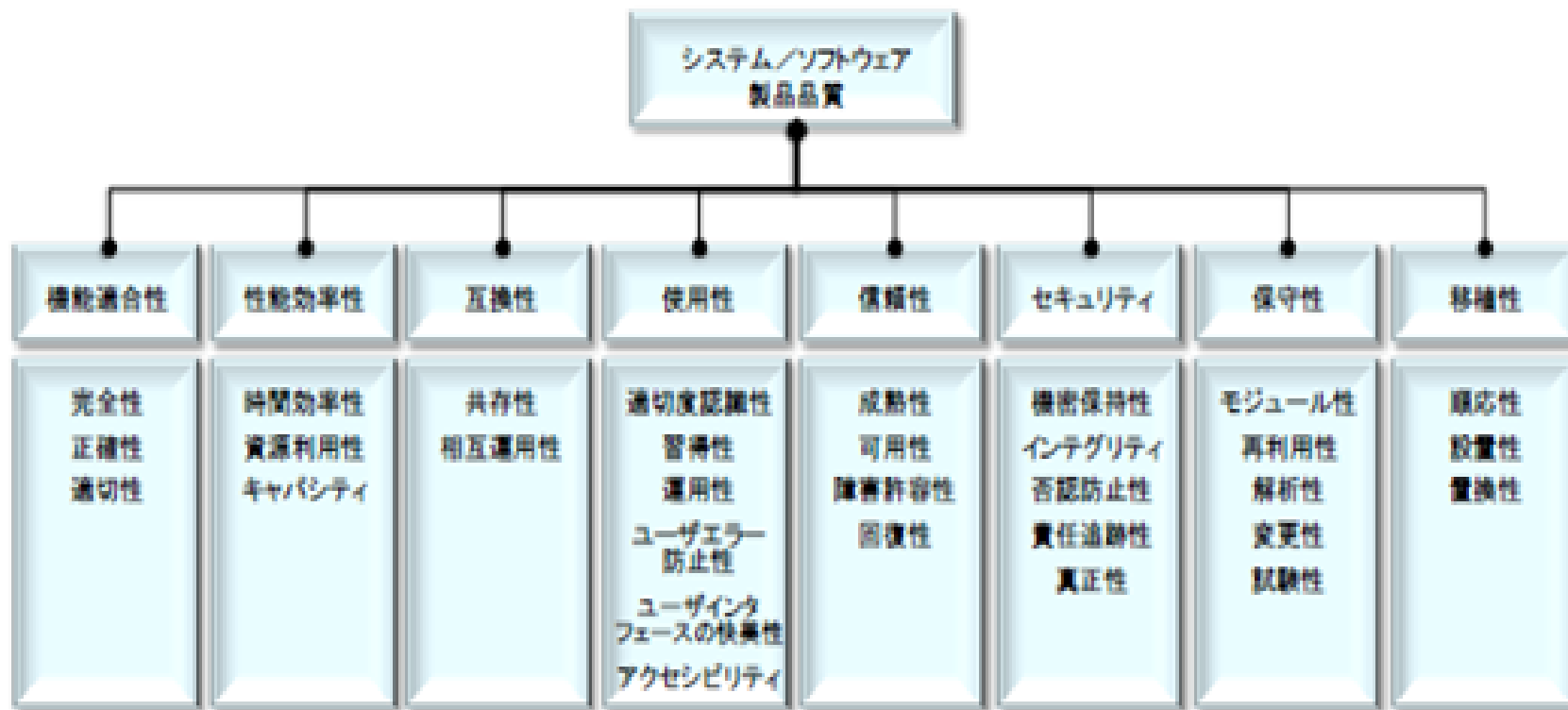
人、立場、シチュエーション等(例えば、出願前の事務所、中間処理時の出願人、侵害訴訟時の競合企業等)によって、特許文書の評価は異なっている



特許文書の品質の標準化が必要

特許に関する活動が加速

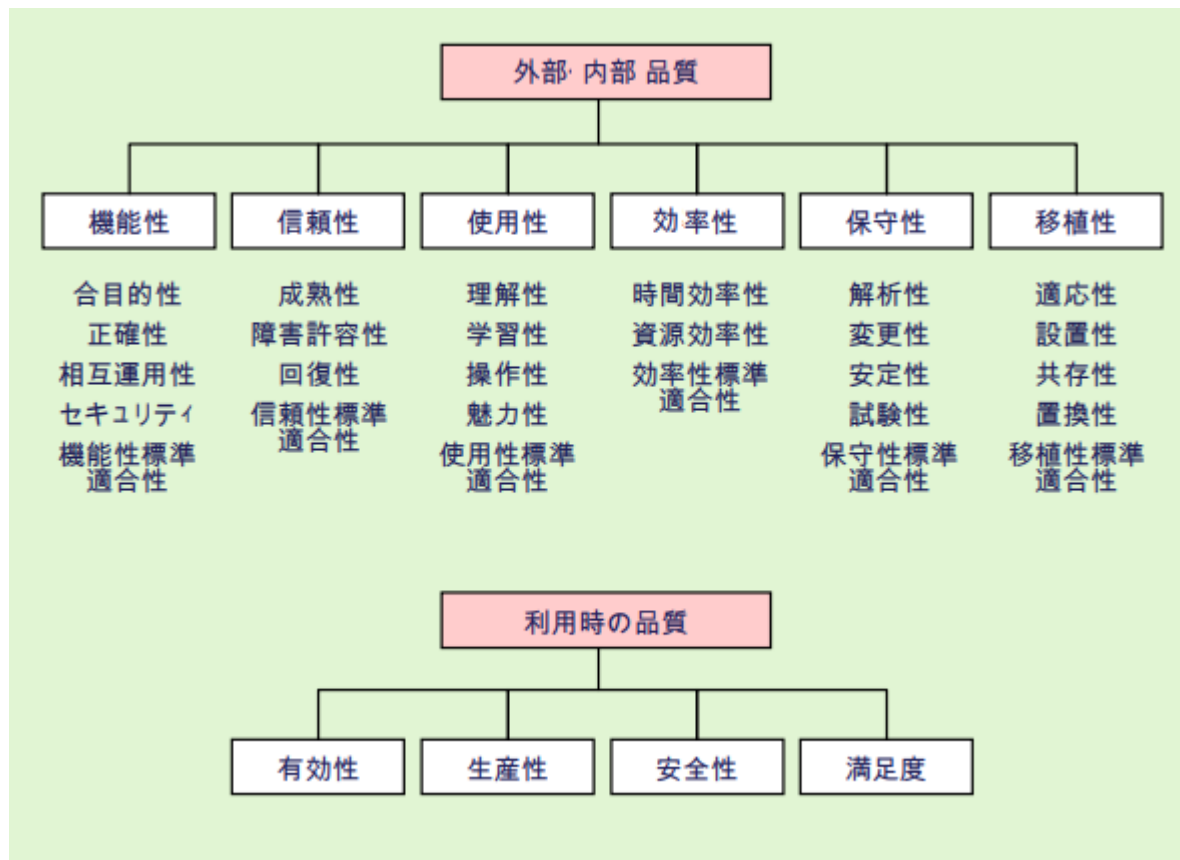
## 2. 関連研究(1)



システム・ソフトウェア製品の標準品質モデル

(参考)システム開発文書品質研究会(ASDoQ:Association of System Documentation Quality):『システム開発文書品質モデルVer.1.0』, 2015.05.  
URL:[http://asdoq.jp/common/fckeditor/editor/filemanager/connectors/php/transfer.php?file=/uid000003\\_E69687E69BB8E59381E8B3AAE383A2E38387E383AB5F3135303531312E706466](http://asdoq.jp/common/fckeditor/editor/filemanager/connectors/php/transfer.php?file=/uid000003_E69687E69BB8E59381E8B3AAE383A2E38387E383AB5F3135303531312E706466)

## 2. 関連研究(2)

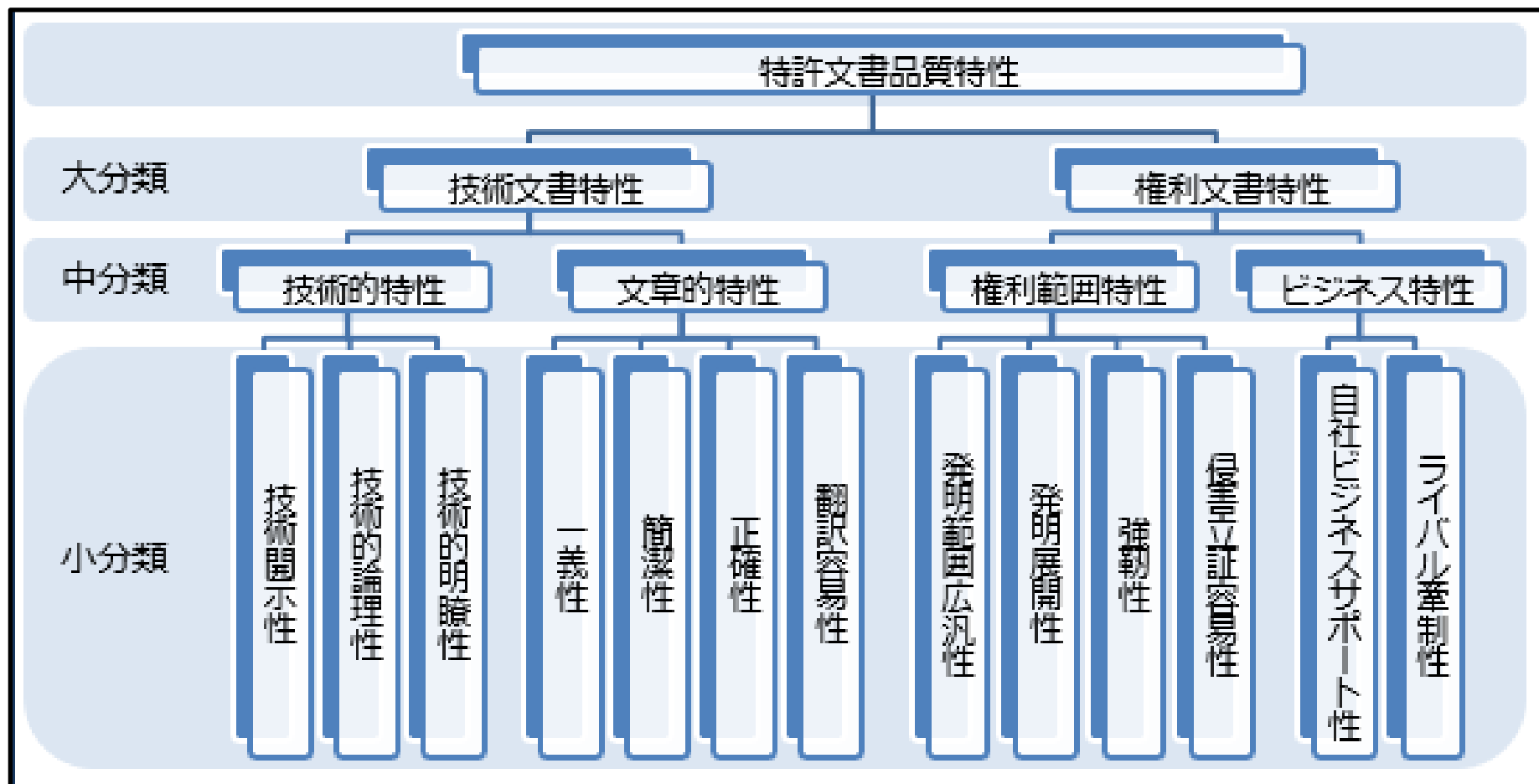


ソフトウェアのための標準品質モデル  
(JIS X 0129-1 (ISO/IEC 9126-1)の品質モデル)

(参考)経済産業省 システム及びソフトウェア品質の見える化、確保及び向上のためのガイド, URL:

[https://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/softseibi/metrics/product\\_metrics.pdf#search=%27%E3%82%BD%E3%83%95%E3%83%88%E3%82%A6%E3%82%A7%E3%82%A2+%E5%93%81%E8%B3%AA%27](https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/softseibi/metrics/product_metrics.pdf#search=%27%E3%82%BD%E3%83%95%E3%83%88%E3%82%A6%E3%82%A7%E3%82%A2+%E5%93%81%E8%B3%AA%27)

### 3. 特許文書品質特性の概要(1)



### 3. 特許文書品質特性の概要(2)

| 品質特性   |        |             | 品質特性の説明                                                                              |
|--------|--------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 大分類    | 中分類    | 小分類         |                                                                                      |
| 技術文書特性 | 技術的特性  | 技術開示性       | 発明が十分に説明されている度合い。特許法が要求しているサポート要件、実施可能要件を満足している度合い。                                  |
|        |        | 技術的論理性      | 論理的である度合い（例えば、クレームと明細書のストーリーとの技術的因果関係が明瞭であること、背景・従来技術・課題・解決手段・効果等のストーリーの筋が通っている度合い）。 |
|        |        | 技術的明瞭性      | 発明の技術的な説明内容が明瞭である度合い。                                                                |
|        | 文章的特性  | 一義性         | 特許文書を構成する文章が一義的に捉えられる度合い。                                                            |
|        |        | 簡潔性         | 特許文書を構成する各文が簡潔である度合い。                                                                |
|        |        | 正確性         | 特許文書を構成する各文に誤りがない度合い。                                                                |
|        |        | 翻訳容易性       | 翻訳のし易さの度合い。                                                                          |
| 権利文書特性 | 権利範囲特性 | 発明範囲広汎      | 発明の本質が抽出されており、無用な限定が無い度合い。権利範囲の広さの度合い。                                               |
|        |        | 発明展開性       | 発明が十分に展開されている度合い。                                                                    |
|        |        | 強靱性         | 拒絶、無効になりにくい度合い。                                                                      |
|        |        | 侵害立証容易性     | 侵害の立証が容易である度合い。                                                                      |
|        | ビジネス特性 | 自社ビジネスサポート性 | 自社製品をカバーしている度合い。                                                                     |
|        |        | ライバル牽制性     | ライバルを牽制できている度合い。                                                                     |



# 4. 特許文書品質特性を用いた評価①

## ～ 定性的評価 ～

| 小分類             | 品質特性の説明           | 評価方法(定性的)                                                                          |
|-----------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 技術開示性           | 発明が十分に説明されている度合い。 | ・特許請求の範囲において、全ての実施形態が含まれるように記載されているか？<br>・請求項に記載の発明特定事項(発明の本質)について、明細書中に十分な記載があるか？ |
| 技術的論理性          | 論理的である度合い         | ・背景・従来技術・課題・解決手段・効果のストーリーの筋が通っているか？<br>・明細書の文章全体の構造が明確に把握できるか？                     |
| 技術的明瞭性          | 発明の説明が明瞭である度合い    | ・一般名称、専門用語が正しい意味で使用されているか？<br>・造語や略語は、定義が記載されているか？                                 |
| 一義性             | 多義的に解釈できない度合い     | ・定義の無い多義的な用語・文が使用されていないか？                                                          |
| 簡潔性             | 簡潔な文の度合い          | ・用語の統一性が図れているか？<br>・冗長用語、冗長表現(例:制御を実行する)が使用されているか？                                 |
| 正確性             | 誤記・技術的誤りが出現しない度合い | ・用語が統一されているか？<br>・明細書中の符号と図面の統一が統一されているか？                                          |
| 翻訳容易性           | 翻訳しやすい度合い         | ・主語があるか？<br>・長文や複文が多いか？                                                            |
| 発明範囲<br>広汎性     | 権利範囲の広さの度合い       | ・上位概念の用語が用いられているか？<br>・明細書中に、発明特定事項の定義が限定的に記載されていないか？                              |
| 発明展開性           | 発明が十分に展開されている度合い。 | ・独立項が多いか？(独立項が多いと、訂正要件を満たす可能性が高くなる。)<br>・クレームに包含される例が豊富であるか？                       |
| 強靱性             | 拒絶、無効になりにくい度合い    | ・クレーム文言が明瞭でありクレーム文言と実施例との間に齟齬がないか？<br>・クレームに包含される例が豊富であるか？                         |
| 侵害立証<br>容易性     | 侵害の立証が容易である度合い    | ・発明特定事項を実施する主体が複数になっていないか？<br>・クレームに包含される例が豊富であるか？                                 |
| 自社ビジネス<br>サポート性 | 自社製品をカバーしている度合い   | ・自社製品・自社サービスに対応した特許請求の範囲、図面、フローチャートが存在するか？<br>・収益を守るための請求項が記載されているか？               |
| ライバル<br>牽制性     | ライバルを牽制できている度合い   | ・他社製品・他社サービスと同一または近似した特許請求の範囲、図面が存在するか？<br>・他社製品・他社サービスと同一または近似した用語が使用されているか？      |

## 4. 特許文書品質特性を用いた評価②

### ～ 定量的評価 ～

| 小分類             | 品質特性の説明           | パラメータ(定量的)                                                  |                                               |
|-----------------|-------------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
|                 |                   | 数量                                                          | 割合                                            |
| 技術開示性           | 発明が十分に説明されている度合い。 | ・実施の形態の数、実施例の数<br>・図面数                                      | ・実施例でサポートされている請求項の割合<br>・請求項の数値範囲をカバーするデータの割合 |
| 技術的論理性          | 論理的である度合い         | ・クレームツリーの枝にぶら下がっている請求項に番号飛びが存在する場合の飛びの数                     | ・発明特定事項と効果の組が記載されている割合<br>・請求項の発明特定事項の例示の記載率  |
| 技術的明瞭性          | 発明の説明が明瞭である度合い    | ・造語や略語の定義の数                                                 | ・請求項の造語の定義率<br>・請求項の発明特定事項の例示の記載率             |
| 一義性             | 多義的に解釈できない度合い     | ・多義的な用語の数<br>・多義的な文の数                                       | ・単文率または複文率<br>・能動態または受動態の使用率                  |
| 簡潔性             | 簡潔な文の度合い          | ・長文、複文の数<br>・重複記載の箇所の数                                      | ・冗長用語、冗長修飾詞の使用率<br>・能動態の使用率                   |
| 正確性             | 誤記・技術的誤りが出現しない度合い | ・誤記、誤字、脱字の数<br>・技術的誤りの数                                     | ・用語の統一率<br>・誤記、誤字、脱字の発生率                      |
| 翻訳容易性           | 翻訳しやすい度合い         | ・主語の無い文、長文、複文の数<br>・助詞の誤使用の数                                | ・長い複合詞の使用率<br>・日本語特有の不明確になり易い用語の使用率           |
| 発明範囲<br>広汎性     | 権利範囲の広さの度合い       | ・独立項の発明特定事項数、文字数、発明特定事項に対する修飾数、格成分数*<br>・1つの請求項についての課題や効果の数 |                                               |
| 発明展開性           | 発明が十分に展開されている度合い。 | ・クレーム数<br>・クレームツリーのネストレベル(深さ)                               |                                               |
| 強靱性             | 拒絶、無効になりにくい度合い    | ・背景技術の先行文献数<br>・実施例数                                        |                                               |
| 侵害立証<br>容易性     | 侵害の立証が容易である度合い    | ・格成分数*                                                      |                                               |
| 自社ビジネス<br>サポート性 | 自社製品をカバーしている度合い   | ・実施報償に関する情報、製品の売上情報等の自社固有の管理情報                              |                                               |
| ライバル<br>牽制性     | ライバルを牽制できている度合い   | ・契約情報(ライセンス契約を締結している等)                                      |                                               |

\* 格成分数・・・特許の広さ指標。特許請求の範囲の記載において各構成要素につきどれだけ限定がかけられているかを数値化したもの

# 5. 評価目的・評価シチュエーション別の重要度

| 品質特性   |        |           | 評価者<br><br>評価対象 | 特許書類の評価目的・評価のシチュエーション |                   |          |               |               |      |        |               |
|--------|--------|-----------|-----------------|-----------------------|-------------------|----------|---------------|---------------|------|--------|---------------|
| 大分類    | 中分類    | 小分類       |                 | 出願前                   |                   | 出願後・権利化前 |               |               | 権利化後 |        |               |
|        |        |           |                 | 出願前の知財部の<br>チェック      | 企業に提出前の<br>所内チェック | 審査着手時    | 中間処理時         | 中間処理時         | 侵害訴訟 | 他社抑制効果 | ライセンス契約       |
|        |        |           |                 | 出願人<br>(主に企業)         | 作成者側<br>(事務所)     | 審査官      | 出願人<br>(主に企業) | 作成者側<br>(事務所) | 競合企業 | 競合企業   | 競合企業・アライアンス企業 |
| 技術文書特性 | 技術的特性  | 技術開示性     | 明細書             | A                     | B                 | A        | C             | C             | A    | B      | C             |
|        |        | 論理性       | 明細書<br>請求の範囲    | A                     | B                 | A        | C             | C             | B    | C      | C             |
|        |        | 明瞭性       | 明細書             | A                     | B                 | A        | C             | C             | A    | B      | C             |
|        | 文章的特性  | 一義性       | 明細書<br>請求の範囲    | B                     | B                 | A        | C             | C             | A    | B      | C             |
|        |        | 簡潔性       | 明細書<br>請求の範囲    | B                     | A                 | C        | C             | C             | C    | C      | C             |
|        |        | 正確性       | 明細書<br>請求の範囲    | B                     | A                 | A        | C             | C             | A    | B      | C             |
|        |        | 翻訳容易性     | 明細書<br>請求の範囲    | B                     | A                 | C        | C             | C             | C    | C      | C             |
| 権利文書特性 | 権利範囲特性 | 発明範囲広汎性   | 請求の範囲           | A                     | A                 | C        | A             | A             | A    | A      | A             |
|        |        | 発明展開性     | 請求の範囲           | A                     | B                 | C        | A             | A             | A    | B      | B             |
|        |        | 強靱性       | 請求の範囲           | A                     | B                 | A        | A             | A             | A    | B      | C             |
|        |        | 侵害立証容易性   | 請求の範囲           | B                     | B                 | C        | B             | C             | A    | B      | C             |
|        | ビジネス特性 | ライバル牽制性   | 請求の範囲           | B                     | C                 | C        | A             | C             | A    | A      | B             |
|        |        | 自社ビジネス貢献性 | 請求の範囲           | A                     | C                 | C        | A             | C             | A    | A      | A             |

## 6. 各特性の事例

| 大分類    | 中分類   | 小分類     | 対象特許                                                                                                                                                                                                                                          | 悪例(品質特性に関わる箇所に下線)                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 良例(品質特性に関わる箇所に下線)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | コメント・理由                                                                                |
|--------|-------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 技術文書特性 | 技術的特性 | 技術開示性   | 2(タクシー)                                                                                                                                                                                                                                       | 図2に戻って、顧客Xが顧客端末501に表示されている空車状況情報から空車Bを選択すると、顧客Xが空車Bを選択した旨の空車選択通知とともに、顧客Xの電話番号およびメールアドレスを含む顧客特定情報が、基地局101のサーバ105の仲介コネクション106へ送信され(ステップS605)、これが仲介テーブル107へ記入される。                                                                                                                                                  | 図2に戻って、顧客Xが顧客端末501に表示されている空車状況情報から空車Bを選択すると、顧客Xが空車Bを選択した旨の空車選択通知とともに、顧客Xの電話番号およびメールアドレスを含む顧客特定情報が、基地局101のサーバ105の仲介コネクション106へ送信され(ステップS605)、これが仲介テーブル107へ記入される。 <u>仲介コネクション106とは、顧客端末501と車載装置3とが情報を送受信する中継の装置である。仲介コネクション106は、例えば、クラウドサーバ、ASPサーバ等問わない。仲介テーブル107とは、顧客端末501と車載装置3とが情報を送受信するための情報が管理されるテーブルである。仲介テーブル107は、例えば、RDB、CSVファイル等であり、その構造は問わない。</u> | 造語である「仲介コネクション106」「仲介テーブル107」の定義、および例示は記載しないと、技術開示性が低くなる。                              |
|        |       | 技術的論理性  | 1(半導体装置)                                                                                                                                                                                                                                      | 図3は、以上のようにして形成されたMOSTランジスタ100の、動作を説明する図である。(中略)図3(h)においては、ゲート電極112にゲート電圧VGとして0Vが入力されているため、 <u>MOS-FET</u> 100はオフしており、電流は流れない。                                                                                                                                                                                   | 図3は、以上のようにして形成されたMOSTランジスタ100の、動作を説明する図である。(中略)図3(h)においては、ゲート電極112にゲート電圧VGとして0Vが入力されているため、 <u>MOSTランジスタ</u> 100はオフしており、電流は流れない。                                                                                                                                                                                                                          | 「MOSTランジスタ」の用語が統一されておらず、符号100に対して、「MOS-FET」という異なる用語が使われている。                            |
|        |       | 技術的明瞭性  | 視力回復組成物                                                                                                                                                                                                                                       | 前記アントシアニンの <u>粒子径</u> が100nm以下にナノ化されたものであることを特徴とする請求項1～7のいずれか1項に記載の視力回復組成物。                                                                                                                                                                                                                                     | 前記アントシアニンの <u>重量平均粒子径</u> が100nm以下にナノ化されたものであることを特徴とする請求項1～7のいずれか1項に記載の視力回復組成物。                                                                                                                                                                                                                                                                          | 「粒子径」とは、平均粒子径を指すのかどうか不明瞭でない。また、平均粒子径を指したとしても、重量平均粒子径や数平均粒子径などのどれを指すのかどうか不明瞭でない。        |
|        | 簡潔性   | 一義性     | 1(半導体装置)                                                                                                                                                                                                                                      | 例えば、図6(r)では、シリサイド化金属膜として、コバルト(Co)膜20を使用したか、これに代えて、より安価なニッケル(Ni)や白金(Pt)の膜を使用してもよい。                                                                                                                                                                                                                               | 例えば、図6(r)では、シリサイド化金属膜として、コバルト(Co)膜20を使用したか、これに代えて、より安価なニッケル(Ni)の膜を使用することも可能である。また、白金(Pt)の膜を使用してもよい。                                                                                                                                                                                                                                                      | 「より安価な」がニッケルだけに保っているのか、白金にも保っているのか、一義的に解釈できない。                                         |
|        |       | 2(タクシー) | …すると基地局101は、顧客Xの周辺にいる空車A、空車B、および空車Cを空車位置データベース102から特定して、それらの位置情報を取得する(ステップS202)とともに、これらの車両の属性情報を車両データベース103から取得し(ステップS203)、さらに顧客の周辺の地図データを地図データベース104から取得し(ステップS204)、 <u>以上の情報およびデータを合成して空車状況情報を作成し(ステップS205)、顧客Xの顧客端末501へ送信する(ステップS206)。</u> | 基地局101は、顧客Xの周辺にいる空車A、空車B、および空車Cを空車位置データベース102から特定して、それらの位置情報を取得する(ステップS202)。<br>基地局101は、空車A、空車B、および空車Cの属性情報を車両データベース103から取得する(ステップS203)。<br>基地局101は、顧客の周辺の地図データを地図データベース104から取得する(ステップS204)。<br>基地局101は、 <u>取得した位置情報、属性情報、および地図データを合成して空車状況情報を作成する(ステップS205)。</u><br>基地局101は、顧客Xの顧客端末501へ空車状況情報を送信する(ステップS206)。 | 複数の処理を一文で繋げるより、分割した方が簡潔である。必要でない接続詞は削除すべき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                        |
|        | 文章的特性 | 正確性     | 3(視力回復組成物)                                                                                                                                                                                                                                    | パソコンやスマートフォン等の普及により、これらの機器を長時間にわたって使用し続けることで目の疲れや痛み、更には視力の低下を訴える人が急増している。                                                                                                                                                                                                                                       | <u>普及した</u> パソコンやスマートフォン等の機器を長時間にわたって使用し続ける人が <u>増えたことにより</u> 、目の疲れや痛み、更には視力の低下を訴える人が <u>急増している</u> 。                                                                                                                                                                                                                                                    | パソコンやスマートフォンの普及が、目の疲れの直接の原因ではない。それらの機器を長時間使用する人がいて、更にそのヒト達の中に、目の疲労を感じる人がいる。ということであるはず。 |

## 7. 特許文書品質の教育用テキスト(1)

### 目次案

第1章 特許文書品質特性の概要

第2章 特許文書品質特性の詳細

第3章 特許文書品質特性の事例(悪例→良例)

(1)電気 (2)情報 (3)化学 (4)機械

第4章 特許文書品質特性の利用方法(1)・・・定性評価(チェックリスト)

第5章 特許文書品質特性の利用方法(2)・・・定量評価(パラメータ)

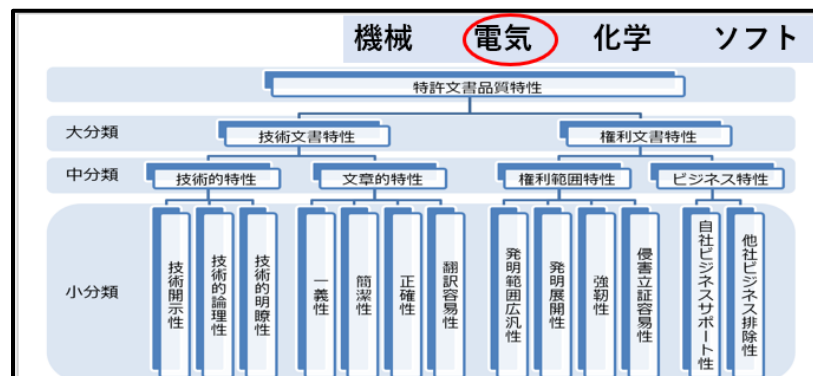
第6章 演習課題(悪例を多く含む仮想明細書に基づく)

第7章 終わりに

(付録) 仮想明細書(半導体, BM, 組成物, ライト)

## 7. 特許文書品質の教育用テキスト(2)

4つの技術分野ごと、13の特性ごとに、特性の理解を促す「悪例・良例」の事例を作成



特許文書中の項目 ; **請求項** 明細書 (課題 実施形態)

【悪例】

【請求項1】

半導体基板上にゲート絶縁膜およびゲートポリシリコン膜を形成する工程と、前記ゲート絶縁膜およびゲートポリシリコン膜の側壁に、サイドウォール絶縁膜を形成する工程と、前記ゲートポリシリコン膜および前記サイドウォール絶縁膜をマスクとして、**砒素を、加速エネルギー1~1000keV、ドーズ量 $5 \times 10^{10} \sim 5 \times 10^{15} \text{cm}^{-2}$ の条件で、半導体基板の表面からイオン注入することにより**前記半導体基板の表面にドレイン領域およびソース領域を形成する工程と、前記半導体基板の全面を覆うように金属膜を堆積する工程と、前記半導体基板を急速熱処理する工程と、前記金属膜のうち未反応の部分を除去する工程と、を有する半導体装置の製造方法。



【良例】

【請求項1】

半導体基板上にゲート絶縁膜およびゲートポリシリコン膜を形成する工程と、前記ゲート絶縁膜およびゲートポリシリコン膜の側壁に、サイドウォール絶縁膜を形成する工程と、前記ゲートポリシリコン膜および前記サイドウォール絶縁膜をマスクとして、**イオン注入法により**前記半導体基板の表面にドレイン領域およびソース領域を形成する工程と、前記半導体基板の全面を覆うように金属膜を堆積する工程と、前記半導体基板を急速熱処理する工程と、前記金属膜のうち未反応の部分を除去する工程と、を有する半導体装置の製造方法。

【コメント・理由等】

イオン注入する元素やその注入条件の数値限定など、無意味に権利範囲を限定している。なお、この数値限定はこの発明のコアな部分ではなく、この数値範囲も一般的な値である。但しサポート要件、再現性を担保する上では、実施例等においてこれをカバーする記載か、データを入れておくべきである。

## 7. 特許文書品質の教育用テキスト(3)

4つの技術分野ごとのテキストの作成も進める

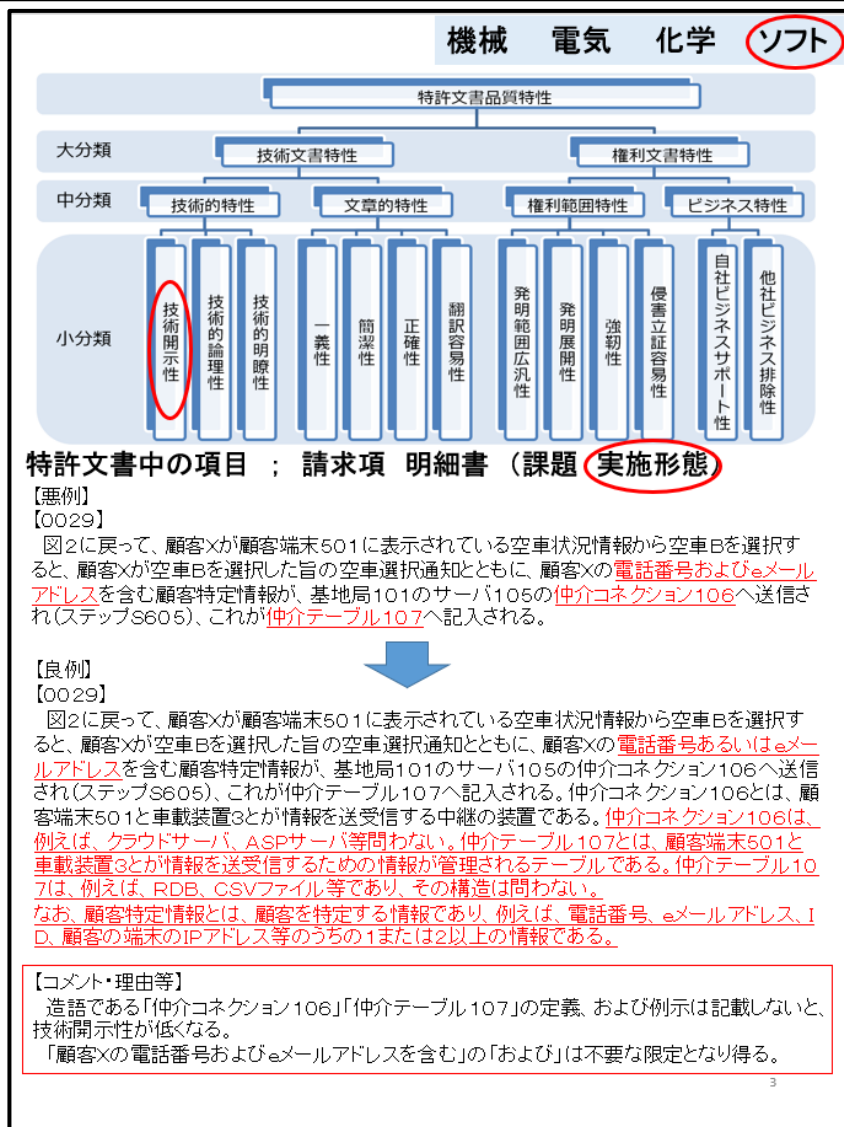
特許文書の品質特性を  
事例にて学ぶテキスト

特許文書の技術分野 ; 機械 電気 化学 ソフトウェア



## 7. 特許文書品質の教育用テキスト(4)

### 13の特性ごとに、特性の理解を促す「悪例・良例」の事例を掲載





## 7. 特許文書品質の教育用テキスト(5)

### 特許文書内での各事例の位置を明示

【発明を実施するための形態】

【実施例】

【0018】

図1は、本発明のタクシー捕捉システム1の全体構成を示す図である。基地局101、車載装置301、および顧客端末501が、インターネットのネットワーク11に接続されている。

【0019】

車載装置301は、ハードウェアとしては基本的に通常のカーナビゲーションシステムであって、本システムのためのアプリケーションプログラムをインストールしたものである。顧客端末501は、ハードウェアとしては一般のスマートフォンやタブレット端末であって、本システムのためのアプリケーションプログラムをインストールしたものである。車載装置301と顧客端末501は、それぞれ衛星12によるGPS(Global Positioning System)を使用して、自分の位置情報を時々刻々把握している。

【0020】

図2は、本発明のタクシー捕捉システム1の全体の動作を示す図である。道路を走行している、タクシーの空車A、空車B、および空車Cのそれぞれの車載装置301は、自車の位置情報を、GPSにより常時更新取得して基地局101に送り(ステップS401～S403)、基地局101は、それぞれの最新の位置情報を空車位置データベース102に保持する(ステップS201)。

【0021】

また、基地局101の車両データベース103には、予め、本システムに登録しているタクシーの車両の属性情報が格納されている。車両の属性情報として、「ハイブリッド小型車」、「黒塗り中型車」、「7人乗りワゴン車」、「〇〇のエアロ仕様の新車」といった車両自体の特徴や、「30年間無事故無違反」、「江東区の裏道に強い」といった運転手の自己PRなどの情報が格納され、さらに、各車両の車載装置301のIPアドレスが格納されている。

【0022】

顧客Xが顧客端末501上でアプリケーションプログラムを起動する(ステップS601)と、顧客端末501が顧客Xの位置情報を取得し(ステップS602)、これを基地局101へ送信する(ステップS603)。すると基地局101は、顧客Xの周辺にいる空車A、空車B、および空車Cを空車位置データベース102から特定して、それらの位置情報を取得する(ステップS202)とともに、これらの車両の属性情報を車両データベース103から取得し(ステップS203)、さらに顧客Xの周辺の地図データを地図データベース104から取得し(ステップS204)、以上の情報およびデータを合成して空車状況情報を作成し(ステップS205)、顧客Xの顧客端末501へ送信する(ステップS206)。顧客端末501のアプリケーションプログラムは、受信した空車状況情報を、顧客端末501の表示部に表示する(ステップS604)。

【0023】

図4は、顧客Xの顧客端末501の画面502に表示される空車状況情報を示す図である。顧客Xが、表示されたビル街の地図の中心付近、大通りの歩道上にいる。顧客Xは、タクシーに乗り込んで地図の上方である北方向へ行くこととしているとする。

【0024】

顧客Xのいちばん近くにいるのは、空車Aである。しかし、空車Aは、大通りを顧客Xが行きたい方向と逆の南向きに進んでいるから、これをUターンさせて北向きへと方向を変えさせるには時間がかかると予想される。

【0025】

一方、空車Bは、顧客Xから比較的遠い位置にいるが、あと2ブロック足らずを東進してから一度左折すれば顧客Xの位置に到達できるから、顧客Xは、空車Bを呼び寄せるのがいちばん早く乗車することができる選択であると判断することができる。

【0026】

そして、顧客Xが1人で急いで大通りを北へ行きたいのであれば、画面下方の車両の属性情報に表示されているような、江東区の裏道に強い運転手(空車A)や、7人乗りワゴン車(空車C)である必要はなく、運転手に特徴が見られない小型車である空車Bで十分である。

→ 強靱性

→ 技術的  
論理性  
正確性

→ 簡潔性

→ 技術的  
論理性  
正確性

## 8. 今後

- (1) 特許文書品質特性モデルの学習のためのテキスト完成
- (2) 特許文書品質特性モデルの普及に向けた方策の検討・実施
  - ・弁理士会の新人研修での上記テキストの使用の打診
  - ・日本知的財産協会等への講義・研修の打診
  - ・**パテント**、**日本知財学会**、知財管理、**特技懇**などへの投稿
  - ・解説書の無料配布(冊子, PDF)